公　　募

下記のとおり
自動販売機設置のため建物を借用の意向のある者を公募します。

記

1　件名
神戸センター飲料用自動販売機設置に係る不動産等（建物）の貸付

2　貸付面積及び設置場所　最大１㎡（設置面積１台1㎡以下）
神戸センター庁舎３階自動販売機コーナー
※設置面積が１㎡以下であっても、貸付面積は１㎡とする。

3　貸付期間　　令和９年４月　１日～令和１１年３月３１日

4　販売品の種類等　別添一覧のとおり

5　参加資格
(1)　自動販売機設置に係る資力、信用、技能等を有していること。
(2)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
(7)　暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6　必要とする資格又は要件
自動販売機による飲料品の販売及び保守管理の技術を有している者

7　応募期限及び応募先（問合せ先）
(1)応　募　方　法:　申請書及び関係書類の提出
(2)応　募　期　限:　令和８年１２月１４日（月）１７時　必着
(3)応募先（問合せ先）　:　兵庫県神戸市中央区港島南町１－３－７
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター神戸センター
業務管理課　用度係　松井
TEL　050-3797-1907　　FAX　078-304-7425
E-mail　keiyaku_kobe754@famic.go.jp

8　その他

以下の条件を公募の条件とし申請を受け付けます。

ａ　指定した設置エリア内に設置(図面の提出)

ｂ　自動販売機1台当たりの設置面積は、1㎡以内(機械詳細図書の提出)とし、ｇの専用ダストボックスを含む

ｃ　設置面積にかかわらず、自動販売機1台当たり1㎡の貸付料の支払（見積書提出）

ｄ　指定した種類の飲料品の販売（販売する飲料品の価格一覧の提出）

ｅ　市中価格以下での飲料品の販売

ｆ　官公庁への自動販売機の納入実績又は登録実績
（納入実績又は入札、公募等に参加した実績に関する書類の提出）

ｇ　専用ダストボックスを設置し、缶・瓶・ペットボトルを回収すること

ｈ　個別電気メーターを設置し、毎月電気料分担額を支払うこと

ｉ　省エネルギー・省資源対策を踏まえた環境への配慮

上記条件に合致し、１台（/1㎡）当たりの貸付料が予定額以上の者に貸付けの承認をします。

なお、予定額以上の見積書を提出した者が複数ある場合には、貸付料が最も高い者に対し貸付けの承認をすることとします。

令和８年１１月　６日

不動産等管理責任者
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
神戸センター所長　畑山　貴弘

別添　販売品の種類等

No.	飲料種類	容量	容器	備考
1	茶飲料	500ml	ペットボトル	緑茶、麦茶、ウーロン茶等
2	エナジー系	180-500ml	ペットボトル又は缶	
3	スポーツ／栄養ドリンク系	500ml	ペットボトル	
4	ミネラルウォーター	500ml	ペットボトル	
5	珈琲飲料	500ml	ペットボトル	珈琲飲料、珈琲
6	珈琲飲料	180-250ml	ペットボトル又は缶	珈琲飲料、珈琲
7	紅茶飲料	500ml	ペットボトル	ストレートティ、ミルクティ等
8	果実飲料	500ml	ペットボトル	
9	炭酸飲料	500ml	ペットボトル	一般的な炭酸飲料、ゼロカロリー飲料等
10	乳性飲料	500ml	ペットボトル	

（1）容量は標準容量とする。

（2）自動販売機に設置する飲料は上記の種類を必ず含むものとし、各々の品目は、可能な範囲で当センターの希望を踏まえた飲料とすること。

（3）季節に応じた飲料（飲料の他、コーンスープ等を含む）の入れ替えを行う等、可能な範囲で当センターの希望を踏まえた種類とすること。

（4）販売本数の多い、茶飲料、珈琲飲料、紅茶飲料、炭酸飲料等は、複数の種類を購入できるように設置すること。

（5）新紙幣、新硬貨（日本国通過）が使用できることとし、現金の他、交通系ICカードが使用できること。

○ 販売本数（令和7年10月～令和8年9月）　約 2,700 本

○ 電気料金分担額（令和7年10月～令和8年9月）　約16,800 円（消費税込）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長　　殿

申請者 住 所

氏 名（代表者）　印

不動産等貸付許可申請書

下記のとおり不動産等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

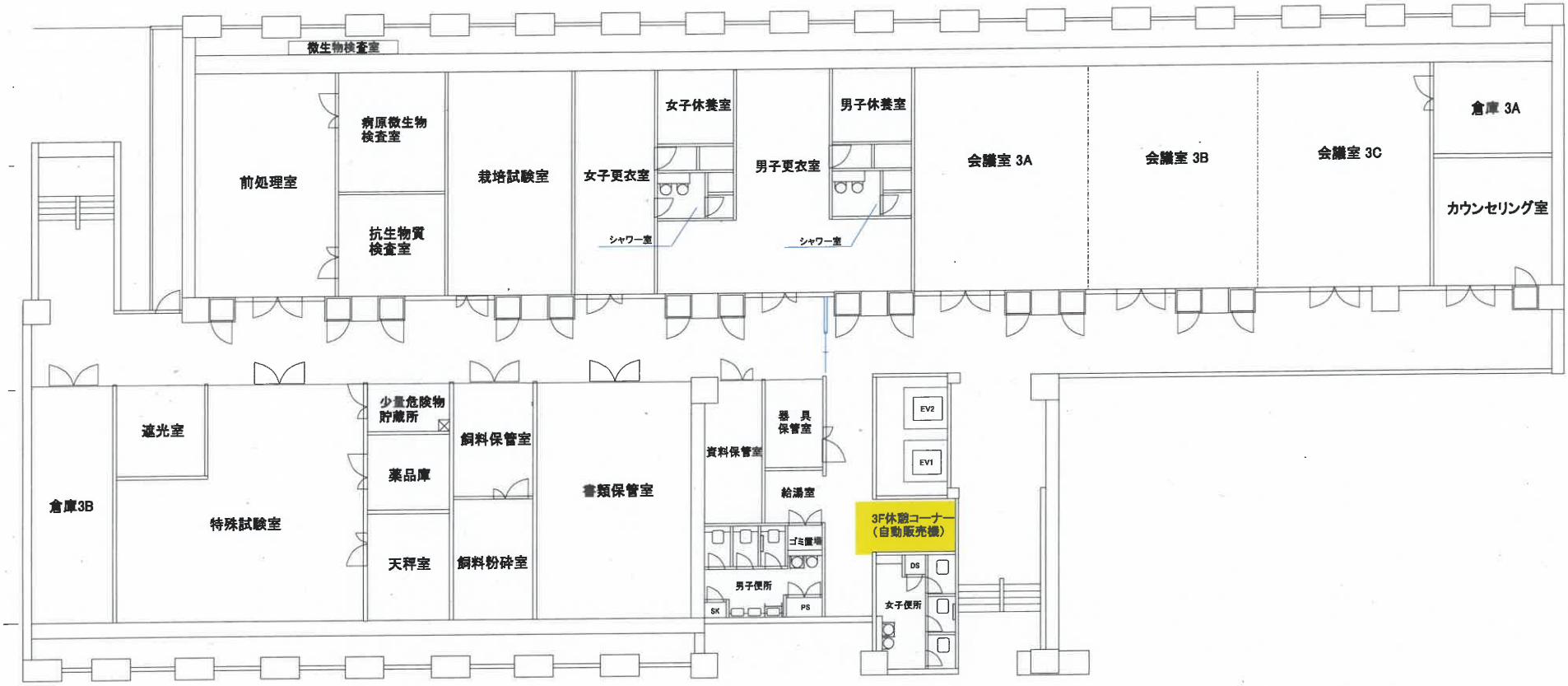
1 使用しようとする財産
(1)所在　　兵庫県神戸市中央区港島南町　１－３－７
独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター
３階自動販売機コーナー
(2)区分　　建物
(3)数量　　１ ㎡

2 使用しようとする理由
清涼飲料水自動販売機設置のため

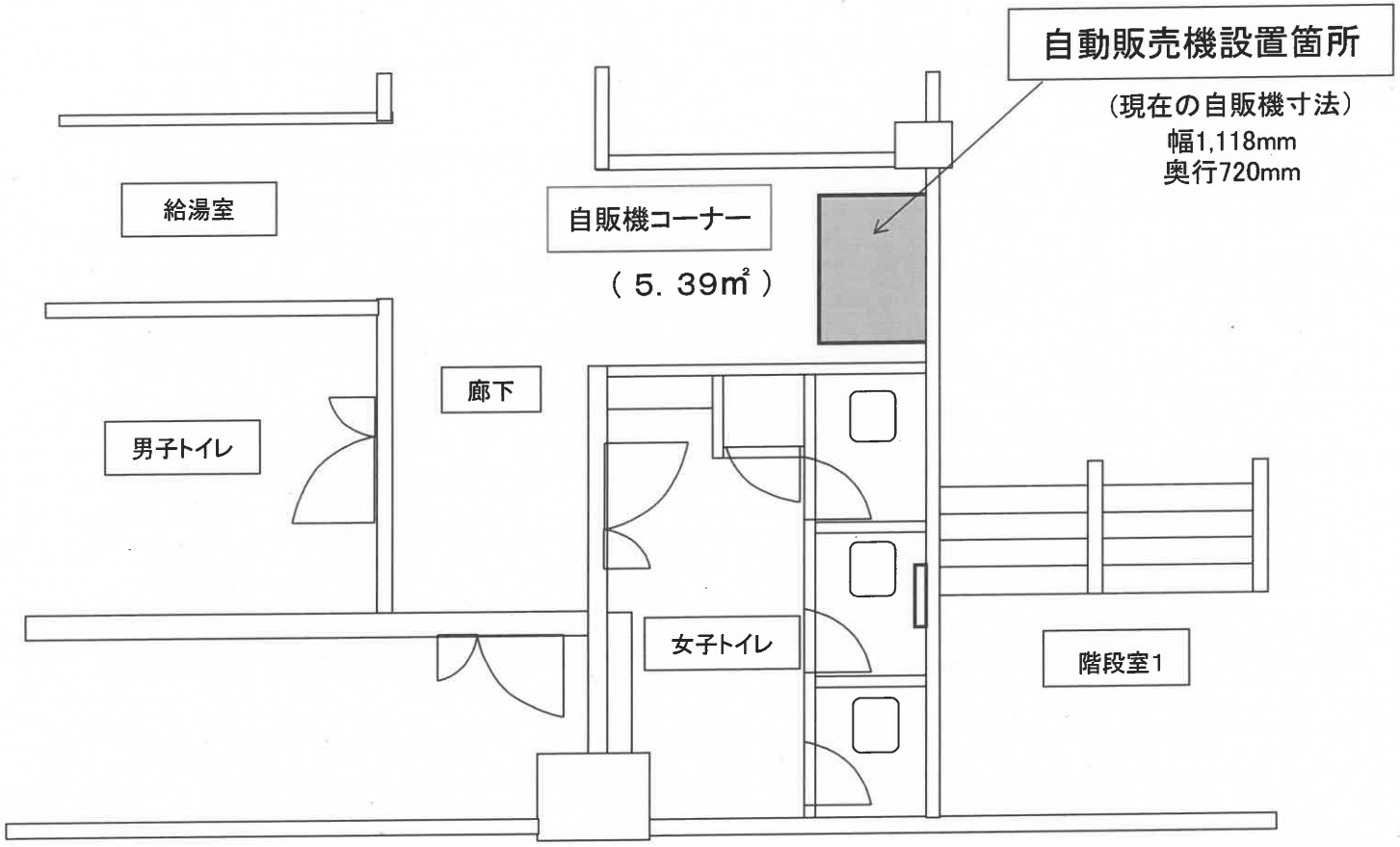
3 利用計画（事業計画）

4 使用しようとする期間
令和９年　４月　１日～令和１１年　３月３１日

5 その他参考となるべき事項
(1)図面（設置エリア内に設置を示すもの）
(2)機械詳細図書（自販機１台当たりの設置面積は１㎡以内）
(3)貸付料の見積書
(4)販売する飲料品の価格一覧（指定した種類の飲料品含む）
(5)官公庁等への自販機の納入実績又は登録実績（入札、公募等に参加した実績）に関する書類



神戸センター庁舎　3階　平面図



3階（自販機コーナー）平面図